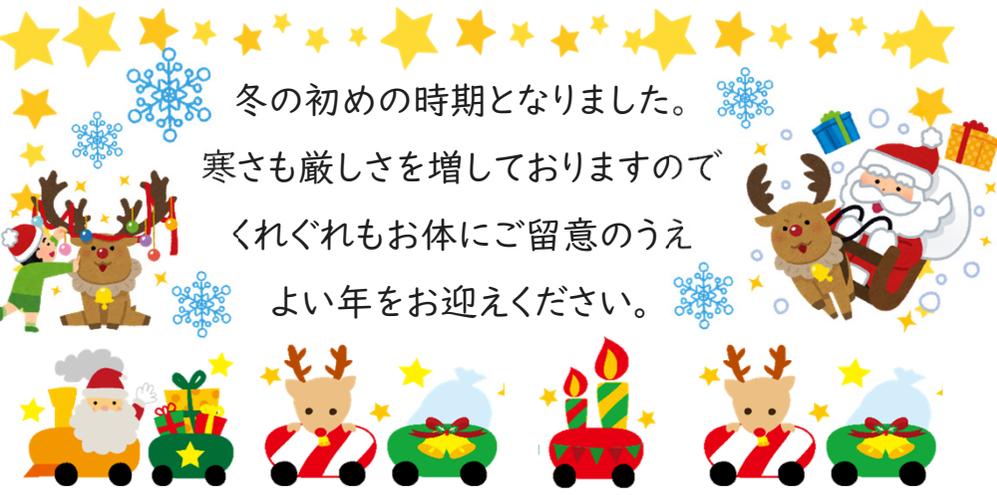


# 浦野家通信



〒550-0012  
大阪市西区立売堀1-9-10  
HOWAビル701号  
TEL 06-6536-7560  
浦野会計事務所  
第86号  
発行人:所員一同

料金別納  
郵便



冬の初めの時期となりました。

寒さも厳しさを増しておりますので

くれぐれもお体にご留意のうえ

よい年をお迎えてください。

12月29日(金)~1月4日(木)は年末年始休暇をいただきます。  
年明けは5日(金)より営業しております。

日	月	火	水	木	金	土
2023						
24	25	26	27	28	29	30
休み	通常営業	通常営業	通常営業	通常営業	休み	休み
2024						
2023/31	1	2	3	4	5	6
休み	休み	休み	休み	休み	通常営業	休み

年末調整資料のご準備は  
いかがでしょうか？  
不明点等ございましたら  
お気軽にご連絡ください！



## 12月の税務

- 12月11日(月)  
・11月分源泉所得税住民税の  
特別徴収税額の納付
- 1月4日(木)  
・10月決算法人の確定申告と納税  
・4月決算法人の中間申告と納税  
・11月分社会保険料  
・1月、4月、7月決算法人の消費税  
3か月ごとの中間申告

小規模共済  
ふるさと納税など  
年内に支払う必要  
のあるものは  
忘れずに支払い  
ましょう！



# 令和5年以降に居住開始の 住宅ローン控除についての変更点

令和4年度改正により、令和6年以降に行う確定申告と年末調整における**住宅ローン控除**に係る手続の見直しが行われました。見直しの対象となるのは、**令和5年以後**に居住を開始する方が対象となります。変更点としては年末残高証明書の交付が原則としてなくなり、所轄税務署長からの住宅ローン控除証明書の交付方法も変わります。

**年末残高証明書**とは、住宅ローンを組んでいる銀行等から毎年交付されるもの。居住開始が令和4年末までの給与所得者については、年末残高証明書を、1年目は確定申告で所轄税務署長に、2年目以降は年末調整で勤務先に提出することで、住宅ローン控除を適用が可能となっています。

## 年末残高証明書(サンプル)

住宅ローン控除に係る借入者の年末残高証明書

借入者(借入者の氏名)	姓 名
住所(借入者の住所)	住 所
借入者(借入者の氏名)の内訳	1 借入者A 2 借入者B 3 借入者C
住宅ローン控除の金額	年 月 日
借入者(借入者の氏名)の印	年 月 日
借入者(借入者の氏名)の印	年 月 日

借入者(借入者の氏名)の印  
年 月 日

借入者(借入者の氏名)の印  
年 月 日

借入者(借入者の氏名)の印  
年 月 日

居住開始が**令和5年以後**の給与所得者は、銀行等からの年末残高証明書の交付がなくなることに伴い、原則として確定申告や年末調整でも年末残高証明書の提出は**不要**となります。また、住宅ローン控除証明書とは、年末調整で控除を受ける場合、年末残高証明書とともに**勤務先へ提出**しなければならないものです。

居住開始が**令和4年末まで**の場合は、紙提供であれば、所轄税務署から控除年分が2年目に一括で交付されるため、最終の年までなくさず保管することが求められていましたが、居住開始が令和5年以後の場合は、**毎年交付**に変更されることになりました。なお、居住開始が令和5年以後の給与所得者であっても、例外的に銀行等から年末残高証明書の交付を受けるケースがあります。交付があるのは、この改正に対応することが難しい銀行等が**経過措置を適用している場合**となります。



# 冬至



冬至といえば「ゆず湯(柚子湯)に浸かって

かぼちゃを食べる日」で認知されている日でもありますが、

実際は一年のうちで**太陽が出ている時間ももっとも短く、夜が長い日**のことを言います。なぜゆず湯に浸かるのかは、ゆずは寿命が長い木であり、

それにあやかってゆず湯で長寿や無病息災を願ったとされています。またかぼちゃは夏に収穫して冬まで備蓄できる数少ない食べ物であり

かつ栄養価も高いことから冬を乗り切るための食べ物として重宝されていたと考えられています。ちなみに冬至は地球と太陽の位置関係から決定され、

毎年日にちが変わります。今年は12月22日が冬至にあたりますので年末まで健康で乗り越えるために冬至の風習をやってみたいはいかがでしょうか。

## クレジットカード払いの領収書は 保管・郵送をお願いします。



10月から始まりました**インボイス制度**に伴いまして、クレジットカード払いのものに関しましても



**インボイス番号が記載された領収書、請求書等**をもらう必要があります。

番号が記載されていないもの、領収書などが無い取引については**仕入税額控除**ができなくなってしまいます。つまり消費税の計算に含めることができず、その分消費税の支払が増えるということです。

そのため、クレジットカード払いの領収書等は**破棄せず**

必要書類と一緒に郵送していただきますよう  
ご協力のほどよろしくお願いいたします。

